



しゃきょう

2020年6月号176号

社協だより

●発行 社会福祉法人三宅島社会福祉協議会 〒100-1211 三宅島三宅村坪田 3053 電話 04994-8-5888



この原稿を書いている5月12日はF・ナイチンゲールの誕生日（1820年）で「国際看護師の日」として看護師の社会的貢献に感謝をする日でした。SNS上には世界中の医療従事者や一般の人々に交じり大統領や首相、著名人も投稿していました。医療従事者の方の投稿は、この苦難を乗り越えるべく、ユーモアにあふれた投稿がありました。また、過酷な医療現場を訴える惨状の投稿もありました。著名人や一般人からの投稿はコロナ禍の中、毎日、毎日ご自身の仕事を引き受け、人々のために働いている看護師への感謝の言葉であふれています。医療従事者、病院で働かれている方々すべてに感謝はもちろん、その他にも、介護の現場で働いている介護士、職員、ヘルパーのみなさま。保育園や学童保育で働いている職員のみなさまも同様に感謝いたします。医療従事者への感謝の投稿の多くに関連付けられていたのが「より良い復興（Built Back Better）」です。コロナ以前の社会に戻すのを目的とするのではなく、「その時」よりもより良い社会になることを目指したこの概念は日本（兵庫）で生まれ、取り組みは世界に広がっています。-禍（わざわい）を転じて福となす-「より良い社会」とはどんな社会なのでしょう。メディアでは公園で一定の距離を保ち遊ぶ子どもたちの映像が流れ、こうした「新しい生活」がこれからも長く続くことを示唆しています。人と人との距離（社会的距離）を保ちながらよりよい社会、新しい生活とはどのような生活なのか私たち1人ひとりが考えていかなければならない問題です。幸い三宅島にはお互いを大切に、たすけあう文化がまだ強く残っています。三宅島らしさを大切に、困難に立ち向かい、さらなる持続性のある地域社会をこれから目指したいと思います。最後に独首相のメルケル氏が3月18日に行った演説から一節を引用します。

「さてここで、感謝される機会が日頃あまりにも少ない方々にも、謝意を述べたいと思います。スーパーのレジ係や商品棚の補充担当として働く皆さんは、現下の状況において最も大変な仕事のひとつを担っています。みなさんが、人々のために働いてくださり、社会生活の機能を維持して下さっていることに、感謝を申し上げます。」（ドイツ大使館ホームページより抜粋）

他者を思いやり、たすけあうことの大切さについて、一国の首相が語るこの言葉に私は深く感動しました。

今日のことを将来にどう生かしていくのか、それは私たち次第です。

三宅島社会福祉協議会 事務局長 齋藤央

三宅島社会福祉協議会が窓口の貸付のご案内

東京都社会福祉協議会では、新型コロナウイルス感染症の影響を受け、休業や失業等により生活資金でお悩みの方々を対象に特例貸付を行っています。三宅島社会福祉協議会では本貸付の申請受付業務を行っております。郵送での申請を受け付けておりますが、窓口で申請を希望される方は、あらかじめ電話で予約されてからご来所ください。

【緊急小口資金特例貸付】主に休業された方向けの貸付

新型コロナウイルス感染症の影響を受け、休業等により収入が減少し、緊急かつ一時的な生計維持のための貸付を必要とする世帯が対象となります。（新型コロナウイルス感染症の影響で収入の減少があれば、休業状態でなくても対象となります）

【貸付上限額】20万円以内 【措置期間】1年以内 【償還期間】2年以内
【保証人】不要 【貸付利子】無利子（延滞利子はかかります）

従来の10万円以内とする取扱いを拡大し、下記に該当する世帯は貸付上限額を20万円以内となります。

- ① 世帯員の中に新型コロナウイルス感染症の罹患者等がいるとき。
- ② 世帯員に要介護者がいるとき。
- ③ 世帯員が4人以上いるとき。
- ④ 世帯員に新型コロナウイルス感染症拡大防止策として臨時休業した学校等に通う子の世話をを行う事が必要となった労働者がいるとき。
- ⑤ 世帯員に風邪症状など新型コロナウイルスに感染した恐れのある小学校等に通う子の世話をを行う事が必要となった労働者がいるとき。
- ⑥ 上記以外で休業等による収入の減少等で生活費用の貸し付けが必要な場合。

【総合支援資金生活支援費特例貸付】主に失業された方等向けの貸付

新型コロナウイルス感染症の影響を受け、収入の減少や失業等により生活に困窮し日常生活の維持が困難な世帯が対象となります。（新型コロナウイルス感染症の影響で収入の減少があれば、失業状態でなくても対象となります）また、緊急小口資金特例貸付と同じ時期に貸付することはできません。緊急小口資金を利用した後に、収入減が続く場合や失業となった場合に総合支援資金申請することは可能です。

【貸付上限額】（2名以上）月20万円以内（単身）月15万円
【貸付期間】原則3ヵ月以内 【措置期間】1年以内 【償還期間】10年以内
【保証人】不要 【貸付利子】無利子（延滞利子はかかります）

- *申請につきましては必要書類をご用意いただき、郵送または窓口にて受付けております。
- *緊急小口資金特例貸付については、中央労働金庫においても郵送による受付を行っております。
- *今回の特例措置では償還時において、所得の減少が続く住民税非課税世帯については返済を免除できるとしてあります。

申請などのご質問については三宅島社協（8-5888）までお問い合わせください。

社協だより6月号につきましては、新型コロナウイルス感染症の影響により縮小版とさせていただきます。マイストーリーの取材に関しても「三密」となるため、現在行っておりません。新型コロナウイルス感染症が収束し、通常通りの社協だよりを皆さんにお会いできる日を楽しみにお待ちしております。

みやけじましゃかいふくしきょうぎかい みんなでたのしく「てあらひ」しよう

① めにみえるよごれを
みずでおとす



② はんごさーぷをつける



③ てのひらとてのひらを
こすってよくあわだてる



おねがいのぼーず

④ てのこうをかたほうの
てのひらでこする



かめのぼーず

⑤ てをくんでりょうほうの
ゆびのあいだをこする



やまのぼーず

⑥ おやゆびをかたほうの
てでつつみこんでこする



ばいくのぼーず

⑦ ゆびさき・つめのあいだは
てのひらをこする



つめとぎのぼーず

⑧ てくびをこする



つかまえたのぼーず

⑨ みずでながす



⑩ みずをよくふく



⑪ ぴかぴか



♪ ぞうさん～ぞうさん～
お鼻がながいのね～
ぞうよ～母さんも
ながいのよ～♪

「童謡ぞうさん」の1番を歌いながら1つずつの動作を行うと手洗いがしっかり行えます。

Q.

「ちけん」を利用するのに「判断能力が不十分な方」が対象となっていますが、何か条件があったり、障がい者手帳などを持っていないと利用できませんか？



そうだ！

社協の地権に

相談して

みよう！

地権担当のヤナガワです。ご相談ありがとうございます！「ちけん」を利用するために「必要な条件」や「持っていないといけないもの」はありません。ご自身の暮らしについて心配ごとがある方は、お気軽にご相談ください！「ちけん」では、心配ごとについて最初にお話を聞かせて頂いたうえで、どうすれば心配ごとが解消できるのか一緒に考えさせていただきたいと思います。

「ちけん」によるお手伝いはもちろん、他にお役立ちできるサービスがあればそちらへの相談同行など利用のサポートもさせていただきます！お気軽にご相談ください！



「地権（ちけん）」では、判断能力に心配がある方を対象として、福祉サービスの利用に関する相談に応じ、助言や情報提供を行う事で本人による選択や契約を支援する事業です。

上記のような心配ごとや不安ごとがございましたら三宅島社協地権担当：柳川（やながわ）【直通 8-5883】まで！



通院送迎サービスについて



現在、通院送迎サービスは新型コロナウイルスの影響により、1台1回の送迎につき1名の利用者さんのみを個別で送迎しております。

送迎については介護度の高い方を優先して送迎しております。通院送迎の車内は「三密」となるため、コロナウィルスへのリスクが高くなっています。人数に限りがございますのでご自身でバスに乗れる方、ご家族に送迎をお願いできる方、タクシーを利用できる方は、ご協力頂ければと思います。何卒ご理解ご協力お願いいたします。

そして、3月下旬から今まで送迎について快くご協力いただいている利用者の皆さん、本当にありがとうございます。この場を借りてお礼させていただきます。

寄付金のお知らせ

下記の方から三宅島社会福祉協議会へご寄付頂きましたのでご報告いたします。



沖山 芳廣さまより 亡姉 禮子さまの香料より 訪問介護事業のために

山本 隆志さまより 亡母 悦子さまの香料より 訪問介護事業のために

稲葉 雄一さまより 亡母 美保子さまの香料より 組織運営事業のために